

月報

1985 8 月 號

シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1985年 8 月号)

シンガポール為替市場の話	(東京銀行株式会社)	河野 靖夫	1
シンガポールの法人税	(公認会計士)	杉本 宏之 原 邦明	6
日本棋院シンガポール支部について	(住友商事株式会社)	田本 耕三	25
会 員 紹 介	(三井倉庫シンガポール、 (株) スギノ・マシン、 トオキョウ・ピソウ・ビ ルディング・メンテナンス、 日本電気株式会社)		27
理事会の動き			31
7～8月の主な経済記事			35
広 報 欄			47
資 料 案 内			48
編 集 後 記			50

シンガポール為替市場の話

東京銀行株式会社

河野 靖夫

「はじめまして。最近日本から着任しました。シンガポールの為替市場はかなりの規模を持っていると聞いております。今日は当地の為替市場のお話をうかがわせて下さい。」

ようこそシンガポールへ。ここは大変暑い国ですがとても住み良いところです。早くお慣れになるとよいですね。

さて当地の為替市場ですが、取引量つまり売買高でみますと大まかに云って月間 2,000 ～ 2,500 億米ドル位で、これは東京・ニューヨーク・ロンドンなど世界のトップ市場の半分程度という感じです。

「どのような銀行が参加しているのですか。」

当地には地場銀行の他に、我々日系（20行）及び欧米を主とする世界各地の主要な銀行が進出しています。これらの銀行はその営業許可範囲によって、FULL BANK, RESTRICTED BANK, OFF-SHORE BANK の三種類に分類されています。

現在 FULL BANKが37行（うち日系2行） RESTRICTED BANK が14行（うち日系2行）、 OFF-SHORE BANK が80行（うち日系16行）あり、この殆んどが市場に参加しています。

ブローカーは8社ありますが、ブローカーを通さない直接取引も盛んです。今年2月から東京のブローカーが世界各地市場と直接取引が可能になった事に伴って、当地ブローカーの殆んどが東京のブローカーと資本、業務提携しております。

「為替取引には何らかの制限がありますか。」

当地は全く自由です。為替管理法は法としては存在していますが、1976年にすべての具体的制限が撤廃されています。

つまり、何時でも何処の市場とでも、相手が受けさえすれば取引が可能となります。

たとえば東京市場は、朝9時から午後3時半までという取引時間が決められている世界的にも珍しい市場ですが、これはあくまで国内同士の事であって、海外市場とはこの時間帯以外でも取引出来ます。

ましてやこのような制限の無いシンガポールには厳密に云って市場の開始・終了という概念はありません。深夜ディーラーが自宅からニューヨーク市場と取引を行うというたぐいの話をよく耳にしますが、これも決して珍しい話ではありません。

「シンガポール為替市場の特徴といったものは何でしょうか。」

今や世界の為替市場は、時間的にも空間的にも完全につながっており、したがって当地独自の特徴といったものはまず無いと云って良いでしょう。

取引される通貨を見ても、米ドルを対価にドイツマルク、日本円、スイスフラン、英ポンド等世界の主要通貨が売買されております。

シンガポールドルも活潑ですが、現在のところ政府も早急なシンガポールドルの国際化を望んではおりませんので、取引量からみるとこれら主要通貨に比べ相対的に少くなっています。

シンガポールドルは主として米ドルにリンクして動く傾向があります。歴史的に値動きは比較的少なく安定した通貨であると云って差支えないでしょう。

銀行について見ますと、取引量規模は欧米系銀行がかなり大きく、次いで邦銀、地場銀行の順になっています。これは顧客との為替取引のカバーもさる事ながら、自己計算に基づく売買のウェイトが欧米系銀行ではきわめて高いという事でしょう。

日系企業については、貿易取引に伴う為替の売買が主であり、いわゆる実需に基づかない取引はまだあまり手がけてはられないようです。

「為替を売買する時、どのような読みに基づいて行なうのですか。」

為替変動の要因として、購売力平価説を始めとしていろいろな学説が有るのはご存知かと思いますが、ことほどさように現在はあらゆる要因が変動に関係して来ている時代と云えます。

難かしい事ですが、中長期的な動きはやはり一国経済のファンダメンタルズ（GNP・国際収支・金利・物価・失業率 ETC）の強弱及びこれに基づく通貨の需給関係だと云って差支えないかと思っています。

短期的売買の判断とは、これら中長期の要因を充分念頭に市場分析した上で、日々の政治経済情勢とか時には罫線（チャート）なども参考にして決めて行くという事になるかと存じます。

「銀行の人に相場見通しをうかがうと、どうも歯切れの悪いお答えを頂く場合が多いような気がするのですが。」

或る見通しを選択され行動されるのはお客様ですから、私達としてはまず第一にいろいろな可能性をお話しする必要がある訳です。これが、あれもこれもという歯切れの悪さに連なぐるかも知れませんね。確かに諸要因ばかり並べたてますと結局何も云っていないと同じ結果になる訳ですから。

事実、私達の中でも或る意味ではディーラーの数だけ相場感があると云って間違いはありません。これはつまり、その時点でこれだけは確実だと云々切れるものはそう多くはないからです。

私達が実際にやっている事も特別な事ではなく、前にお話ししたように基礎的な各国のファンダメンタルズを押さえた上で各ディーラーの相場感を比較検討して日々の銀行としての行動を決めている訳ですが、この検討過程の濃淡が結果的に確度の高い見通しにつながると信じています。

「ディーラーの日常とはどんなものですか。」

私どもの例でお話ししますと、通常の場合まず起床後ＢＢＣラジオで前夜の世界各地の動きを知る事から始まります。そして出勤直前、当地時間で朝７時から始まっているオーストラリア市場の様子をブローカーに電話照会しておきます。

７時半出勤、各地からの情報を整理検討し当日の基本方針を建てます。

８時、東京市場が開始されるとともに当地市場も本格的な動きを示してきます。昼食時間中も、取引ひん度は低下しますが休みなく続けられています。

午後に入ると、中近東・北欧・欧州大陸・ロンドンの順に各地市場がオープンされ、取引の相手もこれら市場にウェイトが移って来ます。

こうして切れ目のない各地との取引が終るのは、通常の場合ですと早くても夕方６時頃で、何も無ければ７時頃帰宅の途につけます。そして夜１０時頃ニューヨーク市場早朝の動きを照会して一日が終了するということになります。

「ディーラーに要求される素質のようなものは有りますか。」

ディーラーは、いついかなる時でも買うか売るか瞬時の判断が要求されますので、まず第一には心身ともに健康であることが必要です。次に情勢判断の際、自己の相場感に固執しすぎる事のない柔軟な思考が大切です。

ディーラーといっても私達邦銀の場合は特殊な人間が従事している訳ではありませんので、つまるところバランスの取れた人物というやや平凡な結論になりましょうか。

しかし云々方を変えると、体力と気力（それも胆力という表現が妥当かも知れませんが）が要求される仕事であることには違いありません。

「為替の売買で損をする時もあるのでしょね。」

勿論相場は生き物であり常に思惑通り行くとは限りません。問題は裏目に出た時の対処だと思いますが、要はさっきお話ししたようにあまり自己の相場感に固執せず、むしろ早目に手仕舞する事が出来る感覚というか決断といったものがこの場合には必要かと思います。

「ディーラー同士の交流はありますか。」

他行のディーラーとは日頃からお互いの相場感について情報交換を行う機会が多く、むしろ仲良くやっていると云えます。世界的には年一回、ディーラーの大会が行なわれておりますし、当地でも懇親ゴルフコンペ等が開催されております。

「最後に、当るも八卦、当らぬも八卦、相場予想をしてみてください。今日は7月1日、相場はUS\$ 1 = S\$ 2.2260 = ¥248.50ですが、この号が出版される8月末の相場をズバリ占なって下さい。」

これは大変な事になりました。そうですね、力強く上昇して来た米ドルもここへ来て米国景気上昇力の鈍化、金利の軟化傾向などを背景に騰勢を失い修正局面に入って来ていると云えます。

この米ドルの上昇が過去かなり長期間にわたっていただけに、修正地合（米ドル安傾向）はしばらく続くと見ます。

この世界では「相場の行方は相場に聞け」とよく云われていますが、それを乗越え、あえて申し上げれば、S\$ 2.18 ~ 2.19、¥240前後の水準と占っておきましようか。

「どうも長い間有りがとうございました。これからも時々話をお聞かせ下さい。次回は8月号を持ってうかがう事としましょうか。」

私の方こそ有りがとうございました。お客様がどのような相場感でお仕事なさっているのか是非ともお聞かせ頂きたいと常日頃念願しております。今後情報交換を密にさせて頂きたいと存じます。」

シンガポールの法人税

公認会計士 杉本宏之

公認会計士 原 邦明

I はじめに

さる 7 月 4 日、商工会議所において「税務、会計セミナー」を表記のテーマで開催したところ、定員を大幅に上廻るお申し込みをいただき、一部の会員の方々にご迷惑をおかけしてしまいました。そこで私共はこの月報の紙面をおかりして、当日のレジメに若干の加筆補正を加えたものを掲載させていただくと致しました。会員諸兄のご参考になれば幸いです。

II シンガポールの法人税

1 シンガポールの法人税の特長

- 1.) 法人税及び個人所得税とも「The Income Tax Act」に一諸に規定されている。The Income Tax Act は 1 条から 106 条までの規定があり、日本という国税通則法、国税徴収法、法人税法及び所得税法の規定がなされている。日本における施行令、施行規則、基本通達、個別通達及び租税特別措置法等の詳細な規定がなく、また必ずしもすべてが The Income Tax Act にもとづいているわけではなく、詳細な規定がないために判例や慣習により The Comptroller of Income Tax の独自の判断にもとづいて税務行政が施行されている面が各所にみうけられる。
- 2.) 法人税は法人の所得に対して原則として 40% の税率により、また個人所得税は課税年度 1985 年（1984 年 1 月～1984 年 12 月）から 4% から 40% の累進税率によって課税される。
- 3.) 日本における都道府県民税、市町村民税及び事業税のような地方税はない。
- 4.) 日本のように税務調査官が各会社に調査にでかけることはほとんどない。会計事務所の監査が信用されており、申告書等に疑義がある場合には質問状が送付され、それに各会社または Tax Agent である会計事務所が手紙で返答し、疑問点を解決するという形態がとられている。

- 5.) 日本は自主納税申告制度であるが、シンガポールでは納税者から提出された申告書及び資料等にもとづいて税務当局が賦課するという賦課課税制度が採用されている。
- 6.) 法人税の場合、課税年度は会社の決算期にかかわらず1月1日より12月31日までの暦年主義であり、個人所得税も同様に暦年主義である。
- 日本では昭和59年度の所得に対する課税の書類は、昭和59年度と表示されているが、シンガポールでは1984年の所得に対する課税の書類は課税年度 (Year of Assessment) 1985年と表示されており、1年ずれている。
- 7.) キャピタル・ゲインは非課税であるために及び個人所得税の最高税率は40%であるために、金持優遇税制であるといえる。
- 法人税も40%と日本と比較して低率であり、またキャピタル・ゲインは非課税である。
- 8.) 企業誘致による経済発展という政策的側面から経済拡大奨励法が制定されており、税務上種々の優遇措置が講じられており、日本も「みなし外国税額控除」制度により、税制面からもシンガポールの応援をしている。

2 納税義務者

1) 法人税の納税義務者は法人である

法人とはシンガポール又は外国でシンガポール又は当該外国の法律にもとづいて設立された会社である。

2) 納税義務者の区分

納税義務者は居住法人と非居住法人とに分かれる。

居住法人—シンガポールの会社法にもとづいて設立されたか否かにかかわらず、取締役会がシンガポールで開催され、シンガポールで取締役が当該会社の業務執行の運営、管理をしていれば、当該会社はシンガポール税法上シンガポール居住法人となる。

非居住法人—居住法人以外の法人であり、たとえシンガポールの会社法にもとづいて設立され、シンガポールで営業活動を行っていても、取締役会が外国で開催され、取締役が外国から当該会社の業務執行の運営、管理をしている場合には、当該会社はシンガポール税法上非居住法人となる。

3 課税対象

居住法人
及び

非居住法人

- ① シンガポールから生じる所得 (Accruing in) 又は、
- ② シンガポールで稼得する所得 (Derived from) 及び、
- ③ シンガポールで受領する所得 (Received in) (シンガポール
国外源泉所得のうち、シンガポールに送金されない金額
は非課税である。) が課税対象となる。

4 所得の種類

- 1) 事業所得
- 2) 配当、利子又は割引料
- 3) 賃貸料、使用料等資産から生ずる所得
- 4) その他所得の性質を有する利得又は利益

5 税率

- 40% ① 国税のみであり、地方税はない。
- ② 日本における同族会社の留保金課税及び土地重課等特別の課税はない。

6 事業年度 (課税年度)

暦年基準 (1月1日から12月31日まで)

会社は、自由に決算日を選定することができる。たとえば、親会社に合わせて3月31日を決算日としたり、12月31日を決算日とすることは可能である。ただし、シンガポール税法は暦年基準を採用しているため、12月31日以外の決算日を採用した場合には、課税所得の計算上特別の手続が必要となる。

7 賦課課税

シンガポール税法は日本のように自主納税申告制度ではなく、納税者から提出された資料にもとづいて The Comptroller of Income Tax が賦課するという賦課課税制度を採用している。この賦課課税は暦年 (1月1日から12月31日まで) 基準により行なわれるため、これを具体的に説明をすると次のようになる。

〔ケース〕

- 1) 事業年度が1984年1月1日から1984年12月31日までの場合

この会社は12月31日が決算期であるため、税務上の暦年基準と一致している。この1984年12月31日に終了する事業年度に対して、1985年に法人税の課税が行なわれる。1984年12月31日期は税務上基準年度 (Basis Year) 1985年は賦課年度 (Year of Assessment) と呼ばれる。

2) 事業年度が1983年4月1日から1984年3月31日までの場合

この会社の基準年度は1984年3月31日期であり賦課年度は1)の会社と同様1985年である。

各賦課年度の課税対象となる所得は当該事業年度の 4-1) の所得に末日を含む暦年に稼得した 4-2)、3)及び4)を加算した金額である。

8 申告期限

1月か2月頃に The Comptroller of Income Tax より法人税申告書 (Form C) が送付されてくる。この Form C が2月1日以前に発行されている場合は2月21日までに、2月1日以降に発行されている場合には、発行日より21日以内に、Form C に監査証明付の決算書等、課税所得金額及び納付税額の計算明細書を添付して、The Comptroller of Income Tax 宛提出しなければならない。ただし、合理的な理由があれば提出期限の延長が認められる。

課税所得金額及び納付税額の計算明細書の添付は、The Income Tax Act 上要求されていないが添付するのが実務上の慣習である。

もし、Form C が3月31日までに送付されてこなかった場合には4月14日までに申告書の送付を要求しなければならない。

9 法人税の納付

課税通知書 (Notice of Assessment) 受領後1月以内

10 予定納付

決算日が9月30日以前の会社――

――決算日の翌日から3月以内に見積課税所得の通知――

課税通知書日付から1月以内に予定納付

〔分割納付〕

決算日の翌月から 10 回分割払い。

"	2 ヶ月後から	8	"
"	3 "	6	"
"	4 "	4	"
"	5 "	2	"

11 利子税、延滞税

分割納税しても、利子税を課せられることはない。

ただし、確定税額及び分割税額を納期限までに納税しない場合には、納付すべき税額の 5 % の延滞税の支払を要求される。

延滞税支払請求日から 60 日経過後の未払税金に対し、各月ごとに追加の 1 % の延滞税がさらに加算されるが、12 % が最高延滞税率である。

} max
5+12=17%

12 申告書又は通知書の種類

別表 1 参照 (Page 11)

13 課税所得の計算

1) 税法上特に要求される会計処理

日本では、たとえば減価償却費の損金算入の場合のように、一定の項目について損金に算入するためには、損金経理（確定した決算において費用又は損失として経理すること）を要件とされているため、企業会計が税法に追従している点が各所に見うけられるが、シンガポールにおいてはこのようなことはなく、企業会計と税法は完全に分離されており、企業会計が税法に追従しているところはない。

The Income Tax Act には税法独自の会計処理は規定されておらず、一般に公正妥当と認められた会計処理に従って財務諸表が作成され、会計士 Public Accountant が当該財務諸表は適正に作成されている旨の意見表明をしていれば、当該会社の会計処理は税法上も適正であるとみなされる。

別表 1 申告書又は通知書の種類

名 称	提 出 期 限	内 容
Form IR 8A		日本の源泉徴収票に相当する。3部作成し、1部はThe Comptrollerに、1部は従業員に、残りの1部は会社控とする
Form E	発行日より3週間以内	IR 8Aの合計表である。IR 8AとともにThe Comptrollerに提出する。
Form C	2月21日	法人税申告書である。申告書発行日が2月1日以前である場合には2月21日までに、2月2日以降である場合には発行日より21日以内にThe Comptrollerに提出する。 (申告期限の延長が認められている場合にはその認められた期限まで)
Statement of Dividends Paid (Form C)	2月21日	Form Cの一部を構成する。会社が配当宣言をし、配当を支払った場合に作成する。
Form 22	雇用日より3ヶ月以内	会社が新たに従業員を雇用した場合に作成し、The Comptrollerにその旨を通知する。
Form 21	退職日又はシンガポールから帰国又は3ヶ月以上シンガポールより離れる場合に、その1ヶ月以上前まで	Form 21はシンガポール市民が退職等する場合は作成する必要はない。
IR 37	利息支払日より7日以内	非住居者に支払利息を支払う場合に作成する。支払い利息に対する源泉徴収票である。
IR 585	軽減税率の適用をうける時	租税条約により軽減税率の適用をうける場合に作成する。たとえば、日・シン租税条約により支払利息について15%の軽減税率の適用をうける場合に、日本の会社は日本の所轄税務署の証明をもらい、The Comptrollerに提出しなければならない。このIR 585を提出しないときは、40%の税率により源泉徴収されなければならない
Notice of Chargeability	4月14日	Form Cを3月31日までうけとらなかったときにThe ComptrollerにForm Cの送付を要求する。
Estimate of Chargeable Income	決算日より3ヶ月	会社の決算日が9月30日か又はそれ以前である場合に見積課税所得をThe Comptrollerに提出する。

2) 加算・減算項目の説明

税引前利益

×××

加算項目

a	会計上の減価償却	×××	
b	キャピタル・ロス（例えば、固定資産売却損）	×××	
c	貸倒引当金等各種引当金繰入	×××	
d	未実現為替差損	×××	
e	資本的取引から生じた実現為替差損	×××	
f	寄付金	×××	
g	創業費償却額及び開業費償却額	×××	
h	少額な減価償却資産で費用処理されたもの	×××	
I	罰金、延滞税等	×××	
j	社用乗用車に対してかかった費用のうち 税法上の限度を超える額	×××	
K	新株発行費	×××	
l	送金国外源泉所得	×××	
m	その他収入を得るため以外に発生した費用	<u>×××</u>	×××

減算項目

b	キャピタル・ゲイン（例えば固定資産売却益）	(×××	
d	未実現為替差益	(×××	
e	資本的取引から生じた実現為替差益	(×××	
l	未送金国外源泉所得	(×××	
	その他	<u>(×××</u>	<u>(×××</u>

調整後所得 (Adjusted profit)

×××

税務上の加算・（減算）項目

n	税法上の減価償却費	(×××	
n	差額償却	(×××	
n	差額賦課	×××	
o	前期より繰越されている税法上の減価償却費の未控除金額 (Unabsorbed capital allowance)	<u>(×××</u>	<u>(×××</u>

o	前期より繰越されている税法上の減価償却費控除前の繰越欠損金 (Unabsorbed loss brought forward)	(×××)
	課税所得 (Chargable Income)	×××
	40%の法人税	×××
p	源泉控除	(×××)
q	外国税額控除	(×××)
	納付税額	×××

3) 加算・減算項目の具体的説明

a) 会計上の減価償却費

シンガポールにおいては、会計上の減価償却と税務上の減価償却とは全く切り離されて考えられている。すなわち会計上は、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等は、すべて会社の取締役の判断にもとづいて決定され、これを会計士が承認すれば、当該会社の減価償却は適正なものとなみなされるのに対し、税務上は The Income Tax Act で、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等が法定されており、このACTにもとづいて算出された減価償却費のみが損金に算入される。

よって、会計上の減価償却費は、税務上の課税所得計算上損金として認められず、いったん全額加算し、会計上の減価償却費の計上がなかったものとみなし、下段において税法の規定に準拠して計算された額が損金に算入される。

b) キャピタル・ロス及びキャピタル・ゲイン

シンガポールでは、例えば固定資産売却損のようなキャピタル・ロス及び固定資産売却益のようなキャピタル・ゲインは、会計上は損失又は利益として認識しても、税務上は損金又は益金とはならず、当該取引はなかったものとみなすために、申告書上でキャピタル・ロスは加算、キャピタル・ゲインは減算する。

c) 貸倒引当金等各種引当金及び準備金繰入額

日本では貸倒引当金、退職給与引当金、返品調整引当金、賞与引当金及び製品保証等引当金の5つが法人税法により、また租税特別措置法に

より各種の準備金が一定の条件のもとに損金に算入することが認められているが、シンガポールではこのような引当金等を税法上認めておらず、貸倒れが確定した時又は現金で支払った時等に損金として認められる。よって会計上繰入れた各種引当金及び準備金は申告書上加算され、また前期以前に繰入れた額を当期戻し入れた場合には、当該金額は減算される。

d) 未実現為替差損又は差益

外貨建債権・債務について、期末時レートにより評価替したために生じた為替差損益は、会計上はその期の費用又は収益として認識されるが、税務上はその期の損金又は益金として認識せず、これが実現した時、すなわち現金で回収した期又は現金で決済した期の損金又は益金とされる。よって、未実現為替差損又は差益は、当期の申告書上加算又は減算され、翌期に実現した時に、翌期の申告書上前期分について減算又は加算される。

e) 資本的取引から生じた実現為替差損又は差益

例えば固定資産を日本より円建てで購入した場合等資本的取引から生じた実現為替差損又は差益は、税務上損金又は益金とはみなされないで、申告書上加算又は減算される。

f) 寄付金

政府及び特定の団体に対してなされた現金による寄付のみが税務上は損金として認められる。それ以外の寄付金は税務上損金に算入されないで、申告書上加算する。

g) 創業費償却額及び開業費償却額

日本では創業費（法人の設立のために支出する費用）及び開業費（法人の設立後営業を開始するまでの開業準備のために特別に支出する費用）は、繰延資産として計上し、任意償却により、又は支出時に税務上損金に算入されるが、シンガポールにおいては営業を開始するまでに要した費用は、税務上一切損金に算入されないで加算する。

h) 少額な減価償却資産で費用処理されたもの

日本では取得価額が100,000円未満の減価償却資産は、使用に供した事業年度において一時に損金経理することが認められているが、シンガポールではこのような金額の基準はなく、使用可能期間が1年以上である減価償却資産は、税務上すべて資産計上し、税法の規定に従った減価償却費を損金に算入する。

i) 罰金・延滞税等

いわゆるペナルティ等は税務上損金に算入されないので加算する。

j) 社用乗用車にかかった費用のうち、税法上の限度を超える額

杉本氏の説明参照

k) 新株発行費

会社設立後に株券を発行したり、増資により新株券を発行した場合に要した費用は、税務上損金として認められない。

l) 送金国外源泉所得、未送金国外源泉所得

シンガポール国外源泉所得は、シンガポールに送金された事業年度で課税対象となる。よって会計上国外源泉所得を収益に計上したとしても、税務上は送金されなければ課税されないなのでこの調整を申告書上で行なうことになる。

m) その他収入を得るため以外に発生した費用

固定資産に対する資本的支出であるにもかかわらず、会計上修繕費として計上した場合（税務上の減価償却費は下段において損金に算入できる。）資本的取引のために支払われた弁護士費用、印紙税等、当該会社の営業活動に関連しない目的のために支出された交際費等、リース契約上支払われたプレミアム、等が収入を得るため以外に発生した費用として申告書上加算される。

n) 税務上の減価償却費、差額償却及び差額賦課

前述のように、シンガポールにおいては会計上の減価償却と税務上の減価償却とは、全く切り離されて考えられている。調整後所得 (ADJUSTED PROFIT) を計算した後、税務上の減価償却費、差額償却額及び差額賦課額を計算しなければならないが、詳細は後述の杉本氏の説明参照。

o) 前期より繰越されている税務上の減価償却費の未控除金額

(Unabsorbed Capital Allowance Brought Forward) 及び前期より繰越されている税務上の減価償却費控除前の繰越欠損金 (Unabsorbed Loss Brought Forward)

杉本氏の説明参照

p) 源泉控除

シンガポールの他の会社より配当金を受領した場合に、この配当金はすでに課税済のものであるため、手取額を会計上受取配当金として計上している場合には、手取額をグロスに直し、差額を加算し40%の法人税を源泉控除する。

q) 外国税額控除

国際的な二重課税の排除を避けるために、日本と同様シンガポールにおいても外国税額控除制度を採用している。

(A)シンガポールの外国税額控除制度は、日本とは異なり、租税条約を締結しているか否かにより、その適用範囲が異なる。

(1)シンガポールと租税条約を締結している国に納付した法人税等の外国税額控除……

シンガポールの実効税率すなわち40%の範囲内で外国税額控除が認められる。

(2)シンガポールと租税条約を締結していない英連邦諸国 (Commonwealth Countries) 以外の国で納付した法人税等の外国税額控除……外国税額控除は認められない。

(3)英連邦諸国であるが、シンガポールと租税条約を締結していない国で、かつ相手国が同様の外国税額控除を認めている場合……

①シンガポール居住法人

- 当該国の法人税の実効税率がシンガポールの実効税率の2分の1以下である場合－

- －全額外国税額控除が認められる。

- 上記以外の場合－

シンガポールの実効税率の2分の1まで外国税額控除が認められる。

②シンガポール非居住法人

- 当該国の実効税率がシンガポールの実効率を超えていない場合—
当該国の実効税率の2分の1まで外国税額控除が認められる。

- 上記以外の場合—

「シンガポールの実効税率—（当該国の実効税率× $\frac{1}{2}$ ）」まで外国税額控除が認められる。

(B)シンガポールは現在次の24カ国と租税条約（正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約」）を締結している。

オーストラリア、バングラディシュ、ベルギー、カナダ、デンマーク、台湾、フィンランド、フランス、西ドイツ、インド、イスラエル、イタリア、日本、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウエー、フィリピン、韓国、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国。

4) 配当、利子等収入に対する特別の課税制度

前述のようにシンガポールは賦課課税制度であり、また課税年度は各会社の事業年度にかかわらず1月1日より12月31日までの暦年主義を採用している。

この暦年主義は会社の事業所得に対しては適用されないが、

①配当、利子又は割引料

②賃貸料、使用料等資産から生ずる所得

に対しては暦年主義にもとづいて課税されるのが原則である。

すなわち、1983年4月1日～1984年3月31日 期の会社を例にとれば、当該期の事業所得は、当会社の事業年度に合わせて、1985年に賦課されるが、上記利子等は会社の事業年度にかかわらず1984年1月1日から1984年12月31日までに稼得した収入に対して1985年に賦課される。このよう利子等に対しては暦年主義を採用しているために、課税所得計算に対して、特別の配慮をはらう必要がある。

14 非課税所得

次の項目は非課税である。

1. キャピタル・ゲイン
2. 資本的取引から生ずる為替差益
3. 郵便預金 (Post Office Savings Account) から生ずる受取利息
4. シンガポール政府に対する貸付金で政府が承認した貸付金から生ずる受取利息
5. シンガポール船籍の船の運行から生ずる利益
6. 次の企業からの受取配当 (いずれも経済拡大奨励法によって承認されているものに限る)
 - a. パイオニア企業
 - b. 拡大企業
 - c. 輸出企業
7. シンガポール船籍の船の運行から生じた利益にもとづく受取配当
8. シンガポールで取引をしていない非居住法人又は、シンガポールに恒久的施設を有していない非居住法人がシンガポール政府によって承認された銀行から受領する受取利息
9. シンジケート・ローンからの所得の非課税

1983年4月1日以降5年間につき、シンガポールで組成されたACU (Asian Currency Unit) からのシンジケート・ローンより生じる利子所得は、次のことを条件として非課税となった。

- ①主幹事はシンガポールにおいてACU業務に従事している金融機関であること。もし、主幹事が2又はそれ以上である場合には、少なくともその半分以上がシンガポールにおいてACU業務に従事している金融機関であること。
- ②シンジケート・ローンの組成業務の大部分がシンガポールで行われたものであることについて、大蔵大臣が満足するものであること。
- ③少なくとも3以上の金融機関でシンジケート・ローンが組成されていること。
- ④当該ローンはオフショア・ローンであること。

(以上 原)

III 税法上の減価償却及び固定資産売却損益

1 会計上の減価償却 (Depreciation) と税務上の減価償却 (Capital Allowance - 以下 C/A という)

会計上の減価償却は、企業の実態に応じ、企業自身が合理的な耐用年数・償却方法を選定する。一方、税務上の減価償却は、耐用年数及び償却方法が資産の種類に応じ法定されている。課税所得の算出においては、会計上の減価償却費は、全額損金否認され、税務上の減価償却費のみが損金算入される。

2 税務上の減価償却資産と償却方法

① 産業用建物 (Industrial Building or Structure)

産業用建物とは製造や加工等を目的とする用の為に供されている建物をいう。従って商業店舗や、工場等の製造加工目的の建物であっても、それがその用途に使用されていなければ産業用建物には該当しない。産業用建物に該当しない場合、税務上の減価償却費は認められない。

イ) 新築産業用建物の償却

通常定額償却 取得時償却 25 %

年次償却 3 %

取得時償却は Initial allowance (以下 I/A という)、年次償却は Annual Allowance (以下 A/A という) といわれる。従って、初年度は I/A の 25% と A/A の 3% の合計 28% の償却が認められ、以降の 24 年間、均等に 3% 償却が認められる。25 年後に於ける税務上の残存価額は零になる。

但し、当該新築建物が自家建設でなく、JTC (ジュロンタウン・コーポレーション) 等からの購入の場合には、購入価格と実際建築コストの如何か低い方の金額に対して償却が認められる。現在、JTC からの購入については、購入価額の 95% が建築コストとして取扱われている。

ロ) 中古産業用建物の償却

通常定額償却、年次償却 ① 3 % あるいは ② (①取得価額②第一番目の所有者の取得価額ないし、購入の場合の建築コスト、①②の如何か低い価額) ÷ (25 年 - 経過年数)

①②で計算される如何か多い方の金額が償却費として認められるが、取得時償

却の25%は認められない。

②機械・設備・備品 (Machinery or Plant)

イ) 通常定額償却 取得時償却…20%

(第19条) 年次償却…資産の種類毎に法定されている。

(後掲第6付則参照)

ロ) 定額三年償却 年次償却……33⅓%

(第19A条)

ハ) 100%償却 取得時に100%損金算入

対象資産……ロボット、コンピュータ、OA機器

(イ)(ロ)(ハ)については、企業が任意に資産の一つ一つにつき選択適用できる。但し、製造業及び建設機械以外の該当資産について、定額三年償却を行うには、その取得が1984年1月1日以降のものに限られる。

ニ) 定率償却 1981年1月1日以前にパイオニア企業の認定をうけた会社のパイオニア期間中にのみ認められる償却方法である。法定耐用年数で100を除した償却率を期末償却前の税務上の簿価に乗じることによって償却費が計算される。

コンピュータを例にとり、各々の償却費を計算すれば以下ようになる。取得価額は\$100,000とする。(法定耐用年数8年)

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
初年度	30000	33333	100000	32500
二年目	10000	33333	—	8438
三年目	10000	33334	—	7383
四年目	10000	—	—	6460
五年目	10000	—	—	5653
六年目	10000	—	—	4946
七年目	10000	—	—	4328
八年目	10000	—	—	3787
残存価額	0	0	0	26505

上記のように定率償却が最も償却額が少なく、パイオニア企業の様に、パイオニ

ア期間中の免税所得の極大化を図るには最適といえる。

③乗用車

イ) E プレート及び S B プレート車

減価償却は認められない。

ロ) Q プレート及び S Q プレート車

通常定額償却 取得時償却… 20 %

年次償却 … 13 ⅓ %

但し、取得価額が \$ 35000 以上の車については、\$ 35000 を超える部分については償却が認められない。従って、I/A の限度額は \$ 7000、A/A の限度額は \$ 4666 となる。

④取替法 (Replacement basis)

小型・少額の器具備品や耐用年数の比較的短期な資産については、税務上の減価償却を行わず、除売却時に取得原価ないし取替費用が損金算入される。どういふ資産が取替資産となるかは実務上の慣行によっているが、一般にカーテン、カーペットなどにはこの方式が適用されている。

3 減価償却の任意性

	産業用 建 物	機 械 等			
		通常定額	三年定額	100%	定率
非パイオニア企業	◎	×	△	△	
パイオニア 企業	◎	◎			◎

◎ 強制適用

△ 一たん適用すれば中断できない

× 年度によって償却を行っても行わなくともよい

4 税務上の固定資産除売却損益

前述したように会計上の減価償却費と税務上の減価償却費が異なるため、会計上の簿価と税務上の簿価も異なる。税務上の売却損益は、税務上の簿価に基づいて計算されるので会計上の売却損益と異なる。税務計算においては、会計上の売却損益は全額、取消され、税務上の売却損益に置換えられる。

税務上の売却益は Balancing Charge (以下 B/C という)、売却損は Balancing Allowance (以下 B/A という) といわれる。しかし、シンガポールの税法では、売却額と簿価との差額が常に B/A なり、B/C として税務計算される訳ではない。キャピタルゲインやキャピタルロスとして税務所得を構成しないものがある。産業用建物以外の建物や、E ないし S B プレート乗用車の売却損益がこれに該当する。又、税務上の減価償却資産であっても売却額が取得原価を上回る場合、その上回る部分についてはキャピタルゲインとして課税されない。

以下、簡単な設例によって説明する。

(設例) 取得価額 \$100000 税務上の減価償却費累計 \$30000 を下記の金額で売却、



売却額 S\$120000 の場合、取得原価の S\$100000 を超える S\$20000 についてはキャピタルゲインとなり、課税されない。課税されるのは過年度に C/A として損金算入された S\$30000 についてだけである。

但し、Q プレート車の場合は、取扱いが上記と異なる。取得価額が S\$35000 に対応する部分のみが税務計算の対象とされる。例えば、取得価額 S\$70000、税務上の償却累計額 S\$21000、売却額を S\$20000 とすると

- | | |
|-----------|--|
| ①税務上の売却価額 | $20000 \times \frac{35000}{70000} = 10000$ |
| ②税務上の簿価 | $35000 - 21000 = 14000$ |
| ③税務上の売却損 | $14000 - 10000 = 4000$ となる。 |

5 未控除減価償却費の次年度以降の所得との相殺

税務上の繰越損失は、税務上の減価償却費控除前の損失と税務上の減価償却費の未控除額とから成る。例えば、X年度の C/A 控除前所得(利益)が 80、C/A

の額が100とすると、トータル20の損失となるが、これは、C/A控除前損失0、C/A未控除額20と見なされる。

C/A 未控除額を次年度以降の所得と相殺するには以下の条件が必要である。

未控除額が発生した賦課年度の12月31日現在の株主と、当該未控除額を損金として利用する賦課年度の1月1日現在の株主が50%以上同一であれば、当該未控除額は損金として認められる。

例えば、1982年3月31日決算において未控除額が発生し、1985年3月31日決算において上記未控除額を損金として利用する場合。

1983年12月31日現在の株主と1986年1月1日現在の株主が50%以上同一であることが必要となる。

6 結びに

会計上の減価償却費、固定資産売却損益と税務上のそれらが異なるため、税引前利益と課税所得がかい離し、見込み税額が狂った結果、思わぬ資金手当が必要となる場合がある。このような事態を避けるため、期末になれば税務上の償却額や売却損益を試算することが有益であろう。

資料：第六付則（法定耐用年数表）

資産の種類	耐用年数
1. 航空機	5年
2. 銀行金庫室	16年
3. 建設用機械及び設備（ローラー、ミキサー、掘削用機器、ブルドーザ等）	6年
6. 物品輸送用コンテナ	10年
7. 電気、ガス、水道及び蒸気用設備	16年
8. 電気機器（産業用電気機器、家庭用及び業務用電気器具、冷房及び通風設備を含む）	8年
9. 電子機器	8年
12. 防火用設備	10年
13. 浮きドック及び乾ドック	16年
15. 製造工程用機械及び設備	6年
16. 物品及び搬送用機械設備（エレベータ、コンベア、フォークリフト等）	6年

19.事務用機器	家具・什器	10年
	タイプライタ、計算機 コピー	8年
	電信・電話設備	10年
22.輸送用機器		
	バス	
	営業用人員輸送車輛（Qプレート）	6年
	トラック、バン、トレーラー等	6年
	オートバイ、自転車	8年
23.船舶、バージ、タグボート等		16年
24.卸売業・小売業（レストラン・喫茶店を含む）用の業務用資産		8年

（通常使われることのない資産については省略している。）

（以上 杉本）

日本棋院シンガポール支部について

住友商事株式会社
田本 耕三

囲碁愛好家の中で、まだよく御存知ない方も多数居られると思いますので、此の機会に、日本棋院シンガポール支部を御紹介し度いと存じます。

当支部は、1980年11月、当時の日本航空堀田支店長、三井銀行平井支店長外有志の方々と組織化され、日本棋院の正式認可を得て発足、今日に到って居ります。

現在の正式会員は約50名、内5段クラス4名を筆頭に有段者27名、級クラス23名、最近始められた初級レベルの方々も含め、巾広い構成となって居ります。

例会は、ホテルニュー大谷5/6階のファンクションルームで、毎週2回、金曜日は午後7時から、又土曜日は夕方から、三三五五集って烏鷺を闘せて居ります。

入会御希望の方、又一度様子を見度いと御希望の方は、御遠慮なく御立寄り下さい。

会場は、日によって替りますので、ホテルニュー大谷のロビー（7階）で、“I GO ROOM”と尋ねて頂けばすぐわかります。

ホテルニュー大谷 大谷社長の御肝入りで、立派なファンクションルームを使わせて頂いて居り、仲々豪華な気分で対局を楽しんで頂けますし、食事・喫茶のルームサービスも完備して居ります。

一つ我こそはと思われる腕自慢の方、一つ始めて見ようかなと思われる方、どなたでも大歓迎ですので是非御立寄り下さい。

最近のトピックスとしては、昨年ホテルニュー大谷開店時に、小林千寿五段、同健二五段、小松英樹四段等が来星、模範碁（小林千寿五段解説）と、多面指導碁を打って頂きました。

又今年に入って、シンガポール棋院（シンガポールの方々による組織）を訪れた、林海峰九段、王立誠七段との指導碁に一部会員の方々が招待さ

れました。

大会は最近二回開催、一回目は日本棋院支部長杯を有段者クラスと級クラスに分け争いましたが、二回目は、シンガポール棋院の方々にも参加して頂き、大盛会でした。

今後は、大会の回数も増し、会員によるリーグ戦や、シンガポール棋院との定期戦、研究会等々活動を開けて行き度いと考えて居りますし、又昇段規定の整備（日本棋院の免状を受けることが出来ます。）も進めて居ります。

日頃、皆様方は仕事に忙しく仲々落着いて碁を楽しむと言った機会が少ないのではないかと存じます。

今御紹介したように、環境にも恵れ、又仲々の打ち手が揃って居り、初心者の方々も含め御相手に事欠きませんので、出来るだけ多くの方々に入会して頂き度いと存じます。

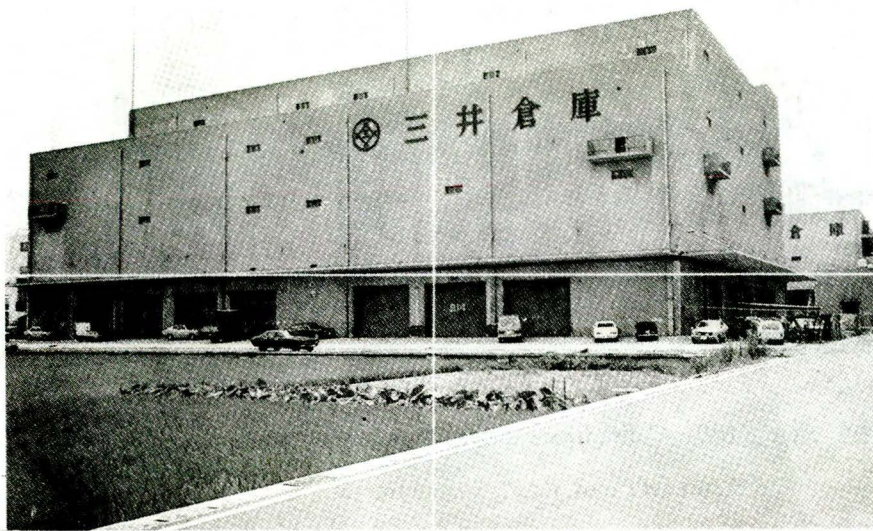
囲碁を通じて、会員間の親睦、又地元シンガポールの方々との交流を深め度いと考えて居ります。

お問合せは、下記運営委員迄御照会下さい。

田本耕三	（住友商事）	5337722
田村 浩	（YKK）	2683333
平岡 暁	（ケイヒン）	5325481
平田 誓	（三井銀行）	2209761
岡田五郎	（越田商工）	2237071

会 員 紹 介

* * MITSUI-SOKO (SINGAPORE) PTE LTD
(三井倉庫シンガポール)



所 在 地 : 101 Cecil Street #19-12, Tong Eng Building, Singapore 0106
Singapore 0106

電話番号 : 2226288

設 立 : 1979年8月(登記、操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 田村 和男

Mr. K. Tamura (General Manager/Director)

従業員数 : 10名、日本からの派遣社員2名

事業内容 : Marine/Air Transportation
International Freight Forwarding & Project Services

* * SUGINO MACHINE LTD

(Singapore Representative Office)

(株式会社 スギノ・マシン)
(シンガポール駐在員事務所)



所在地： 1601, Colisa Block, Ocean Park

526 East Coast Road, Singapore 1545

電話： 2420383

設立： 1984 年 11 月 (登記)

形態： 駐在員事務所

代表： 成瀬 正保 (主席駐在員)

Mr. M. Naruse (Chief Representative)

従業員数： 日本からの派遣社員 1 名。

事業内容： Drilling/Tapping 用自動化・省力化機器、ボイラ熱交の組立・補修機器及び高圧水使用洗浄機器 (工業用クリーナ) 等製造・販売 (日本側) のサポート、東南アジアにおける市場動向調査 / 情報収集並びにアフター・サービスを目的とする。

〔 会社の特徴 〕

ボイラー・熱交換チューブの組立・補修工具（チューブエキスパンダ）の専門メーカーとして創業以来 50 年近くの歴史を持ち、さらに高圧水洗浄機器（ジェット・クリーナ）、穴・ねじ加工用自動省力機器（セルフフィード）を加えた 3 本柱商品の東南アジアの販売拡大を目ざしている。又、市場動向・顧客のニーズ等調査し、今後の商品開発等に役立つ情報を入手する。

* * TOKYO BISO BUILDING MAINTENANCE (S) PTE LTD

（ トオキョウ・ピソウ・ビルディング・メンテナンス
シンガポール Pte. Ltd. ）

所在地： 1, Bonham Street #24-01, UOB Building

Singapore 0104

電話番号： 5339489

設立： 1983 年 2 月（登記）、1984 年 9 月（操業）

形態：子会社

代表：井上達雄（代表取締役）

Mr. T. Inoue (Managing Director)

従業員数： 8 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容：ビル総合管理、設備管理、警備業務

〔 会社の特徴 〕

変動の事態に対応する機敏な運営をモットーとしてビル総合管理のノウハウを生かして地場産業との調和を図り当地のビル・メンテナンスの発展、成長に協力して行きたい。

* * NEC CORPORATION
SINGAPORE LIAISON OFFICE

(日本電気株式会社
シンガポール駐在員事務所)

所在地 : 16 Raffles Quay # 24-02, Hong Leong Building
Singapore 0104

電話番号 : 2238601

設立 : 1981年3月(登記、操業)

形態 : 駐在員事務所

代表 : 中山 良一(首席駐在員)

Mr. R. Nakayama (Chief Representative)

従業員数 : 9名、日本からの派遣社員3名

事業内容 : 官需向通信機器

[会社の特色]

C & C : コンピュータとコミュニケーションの融合

理事会の動き

第192回 1985年7月9日(火)

午後12時30分

議 事：

本所新役員選任後の第1回目の理事会であることから、冒頭、榊原会頭より挨拶があり、引き続き出席者全員により自己紹介が行われた。また、近々帰国予定の青柳理事より帰国挨拶及び後任者(武藤氏)の紹介があった。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1)各理事の担当部門について

先ず榊原会頭より、古新居、長野、田本各副会頭の担当分野について説明があり、引き続き、配布資料にもとづき1985年度理事職務分担(案)について一同に諮ったところ、異議なく承認された。

また、政府関係機関への本所代表者派遣については、NWC(全国賃金審議会)のALTERNATE MEMBERの一人として大塚理事の代わりに岡崎理事(日商岩井)を派遣することにしたほかは、原案通り了承された。

なお、各理事の担当分野については既に送付済みの「シンガポール日本商工会議所理事・名誉会頭・顧問・監事・オブザーバー一覧表」をご参照下さい。また、新たに設けた「幹事」は、各担当分野において総括役の副会頭代行の役割を担っていただくことにしています。

(2)監事・オブザーバーの選任について

審議の結果、以下の通り決定した。

(監事)

小森 静 氏(シンガポール・ジャパン・マーチャント・バンク)

沼野 健司氏 (シンガポール・野村マーチャント・バンキング)
(オブザーバー)

井出 俊弘氏 (ジェトロ)

細谷 孝利氏 (日本大使館)

(3) 昭和60年度経済協力貢献者被表彰候補者の推薦について

7月9日現在、被表彰候補者の推薦が無いことから、再度理事各位に検討していただき、候補者があれば7月末日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

(4) 大阪商工会議所東南アジア貿易促進ミッションとの昼食懇談会について

中華総商会主催“TRADE & INDUSTRY FAIR 85”に関連して来星する標記ミッションとの昼食懇談会を7月29日(月)午前11時30分から午後1時30分まで本所会議室にて開催することとし、本所側からは田本副会頭、岡崎、上野両理事に出席いただくことになった。

3. 報 告 事 項

(1) 部会・委員会等開催報告

(A) 総 会

6月28日(金) 1985年度年次総会

(B) 理事会

6月28日(金) 臨時理事会

(C) 部 会

6月13日(木) 金融保険部会保険分科会

18日(火) 第三工業部会昇給対策会議

26日(水) 第三工業部会

(D) 委員会

6月14日(金) 臨時運営担当理事会

19日(水) "

22日(土) 1985年度労使関係セミナー説明会

28日(金) "

25 日 (火) 経営研究委員会

25 日 (火) 第 11 回 JCCI-NPB PERMANENT DIALOGUE
COMMITTEE

7 月 2 日 (火) 正副会頭会議

(四) 懇談会

6 月 17 日 (月) NTUC - 経営者団体懇談会

21 日 (金) 鹿児島県ミッション

7 月 4 日 (木) 税務・会計セミナー

(2) 1985 年度労使関係セミナー・スタディ・ミッションの日本派遣について

MDM FOO を団長とする標記スタディ・ミッションが 7 月 7 日 (日)、日本へ出発した旨事務局より報告した。

4. 入 ・ 退 会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会

NEC CORPORATION SINGAPORE LIAISON OFFICE ----- “A”

(2) 退 会

なし

5. 会 計 報 告

吉永財務委員の会計報告書にもとづき、事務局より 1985 年 6 月分の会計報告を行い、異議なく承認された。

6. そ の 他

(1) 本日理事各位の分担が決定したのにもとない、部会担当理事は早速部会を開催し、正副部会長を選任していただくよう事務局より依頼した。

(2) 定例理事会は原則として毎月第 2 火曜日午後 12 時 30 分から本所会議室にて開催するので、ご予定おきいただきたい旨、事務局より依頼した。

- (3) 1985年度労使関係セミナー・スタディ・ミッションの随行と今年
11月19日当地にて開催予定の労使関係セミナーに関する日本在外
企業協会との打合せを兼て、西田事務局長が7月9日夜から14日
(日)まで日本出張することになった旨、榊原会頭より報告があった。

以上

7 ～ 8 月の主な経済記事

7月11日 。労働省発表の1984年全国労働力調査レポートによると、一昨年6月から昨年6月までの間の全国労働者（ブルーカラー）の月間総収入の中央値は560 Sドルから613 Sドルに9.5%増加した。

男女別に見ると、男性労働者のそれが624 Sドルから703 Sドルに12.7%増加したのに対して、女性労働者のそれは465 Sドルから511 Sドルに9.9%増加しているにすぎない。こうした男女格差の原因について同レポートは、建設業の活況で同業界に就業する労働者の給与が全男性労働者の給与水準を引き上げる牽引役を果たしたのに対して、比較的低賃金の家庭メイド増加が女性労働者全体の給与水準の上昇にブレーキをかけたと分析している。

昨年若干復調を見せた景気の影響で失業率は83年6月の3.2%から昨年6月の2.7%に下降、国内就業人口は前年比0.6%（7100人）増加して121万人に達した。

しかし15歳以上の就業者の人口比は83年6月の68.8%から昨年6月の63.4%に0.4%下降している。これは15～19歳の年齢層の就業者が前年比4.5%減少したためで、同年齢層就業者のこうした減少には、各種学校や訓練所の収容定員が拡大され、多くの若年層がこうした教育機関に吸収されたことが反映している。

過去10年女性の労働市場参入は顕著に拡大しており、この間に独身女性の就業者は6%、既婚女性の就業者は10%それぞれ増加した。これは女性の教育水準が向上し、その給与待遇が大いに改善されたことに由来すると見られる。また女性の労働市場参入の期間も長くなっており、10年

前には独身および既婚女性がともに40～44歳の間にその就業が急速に下降したが、今日では45～49歳になって初めて就業率の下降が生じている。独身女性の就業率が最も高いのは25～29歳の年齢グループで91.2%、既婚女性では20～24歳の層が52.0%と最も高い。

就業者の増加が最も顕著なのは建設業で、その増加率は19%にのぼった。これに次いで金融・保険・不動産・商業サービス部門もそれぞれ就業が拡大しており、これら業界の就業者は全体で6%増加した。しかしその他の業種ではいずれも就業者が減少し、特に運輸・倉庫・通信業の就業者は7.2%も減少している。運輸業の不振で伝統的貨物輸送が減少したため、海員やハシケ労働者が最も大きな打撃を受けた。

新しいタイプの職種としては専門職、技術者、アドミニストレーション・オフィサー等のポストが前年比9%増加、これらのポストの45%は製造業・金融業・保険業・不動産業・商業サービス業によって提供された。またサービス業の就業者は同期に3%増加した。

小売業および製造業の就業労働者や一般事務員の就業状況には目立った変化はなかった。しかし農業、畜産業、漁業の就業者は前年比19%減少した。

全労働者のうち中卒以上の教育を受けた者が女性で53%、男性で44%を占め、これらの者のうち英語教育を受けた者が大部分を占めている。

パートタイム労働者について見ると5人のうち3人までが女性で占められ、女性パート労働者については30～49歳の年齢層が最も多く、男性では20～29歳および50歳以上の年齢層が多数を占めた。また女性のパート労働者は主に製造またはサービス部門に就業しているのに対して、

男性のそれは各業種に分散し、その約半分は生産従業員、運輸機器操作員、普通労働者で占められた。

同レポートによると昨年6月現在全国人口の37%が経済的に不活発で、無職または求職中だった。これらの者の4分の3が女性で占められたが、こうした女性は主に教育水準の低い30歳以上の主婦だった。また男性の場合はその半数が20歳以下の全日制学校の学生で占められ、その他は主に50歳以上の退職者だった。

“84年全国労働力調査レポート”は一部14Sドル50セントで、インターナショナルプラザ#01-29のシンガポール国立印務館で販売されている。

11日。マレーシア政府がこのほど外資規制を緩和し、新規投資プロジェクトにおける外資の過半数株式保有を認めたことで、外国企業、とくに経営支配権を重視する欧米企業や対外進出を積極化しているシンガポール資本家の対マレーシア投資関心が高まるものと予想される。

1970年代初めの新経済政策（NEP）導入以来、外資比率を30%に制限し、ブミプトラへの30%株式割り当てを義務づける同政策は投資家に不安を引き起こし、外資誘致上の最大のガンとなっていた。ルックイースト政策で大挙進出した日本企業の間でさえこのいわゆるブミプトラ優先政策が最大の障害であるとささやかれていた。

これまで、国内の貧困撲滅と経済格差解消を目的にNEPの実施を強力に推進してきたマレーシア政府にとっては、主に輸出指向型工業を対象を限定しているとはいえ、今回の措置は政策上の大きな後退ともいえる。しかし同措置の国内政治への影響についての分析はひとまずおくとして、経済的に大きな効果をもたらすことは確実だ。

まず、産業高度化を目指す政府政策と労働力不足・賃金

上昇により周辺諸国への転出を考えているシンガポール企業のマレーシア進出に拍車がかかるだろう。シンガポールの投資家は国内景気の後退もあって遠く中国に投資先を求めて殺到しているが、勝手知った隣国のマレーシアで51%、80%あるいは100%の株式を保有して事業を営めるとなれば、こうした投資家が再びマレーシアに熱い目を注ぐことは疑いない。

実際、マレーシアもシンガポール投資家の進出に最大の期待を寄せていることは政府首脳の最近の発言からも明らかだ。マハティール首相は8日の第18回ASEAN外相会議の開幕演説で、遠い中国にばかり目を奪われしないで、近くのASEAN域内市場に目を向けるよう域内の企業家や貿易業者に呼びかけた。ラザレイ商工相は今年1月シンガポールを訪れた際、シンガポールからの投資家にはNEPで定める以上の持ち株比率を認めるかもしれないと述べ、シンガポール投資家の関心を集めていた。

また強引なマレーシア政府のプミプトラ政策や対英強硬政策とルックイースト政策に恐れをなし、マレーシアから遠ざかっていた欧米企業にもマレーシアの投資環境を見直す動きが出てこよう。実際この1～2年のマレーシア政府の積極的な投資誘致政策に呼応して、特に欧州企業のマレーシアへの視察団派遣が増えているが、今回の外資規制緩和でこの動きが一層促進されよう。マレーシア政府はすでに在外公館や関係機関に対し、この外資規制緩和措置のPRにつとめるよう指示している。

一方には、投資家の投資決定は様々の要因に作用されており、外資の持ち株比率を緩和しただけで外国投資家が急に増えるものではないとの指摘も行なわれている。例えば、日本の対シンガポール投資はこの1年半ほとんど途絶えて

いるが、これは投資家が安価な生産地より大消費市場内に工場を設立する傾向を強めているためだ、といわれる。

しかし、こうした傾向があるにせよ、対マレーシア投資の最大の障害が取り除かれ、マレーシアの投資環境が著しく好転したことは確かである。

- 16日 ○ 政府はこれまで建設請負業者に対しシンガポール人労働者1人につき外人労働者3人までの雇用を認めていたが、最近この割当人数を減らし、シンガポール人1人につき外人労働者2人までに制限した。

12日のストレーツタイムズ紙によると、この外人労働者雇用規制は2～3年前に建設ブームで建設業界の外人労働者が約12万人にふくれあがった頃、外人建設労働者の総量規制のために導入されたが、一般には知られていなかった。

新たな外人労働者雇用割当は新規雇用だけでなく、既存労働許可証の更新にも適用され、さらに、労働許可証の期限をなお残している労働者にも帰国が命じられるかもしれない。同措置で影響を受ける建設業者は政府にアピールして割当人数以上の外人労働者を雇用することもできるが、その場合、外人労働者の必要性について政府を納得させなければならない、という。

同措置は1991年ないし92年までに外人労働者を完全排除するという政府の長期政策に沿った動きであるが、同時に建設業者の間にシンガポール人労働者よりコストの安い外人未熟練労働者に依存する傾向が依然として強いことから、シンガポール人の雇用を促進するために取られた、と説明されている。

- 17日 ○ 1984年シンガポール労働力調査によると、1984年6月現在シンガポールの賃金所得者115万1157人のうち総月

収（諸手当で、超過勤務手当で、ボーナス等を含む）が
2000 Sドル以上の高所得層は全体の9%（10万2875
人）で、このうち3000 Sドル以上の所得グループは4万
9297人（全体の4.3%）だった。

この月収2000 Sドル以上の高所得者のうち70%以上
が従業員、24%が雇用主、残りが自営業だった。高所得
者の大半が管理職や専門職だったが、生産・運輸関連労働
者も全体の3%を占めていた。

ちなみに1983年には、総月収2000 Sドル以上の高所
得グループが賃金所得者全体に占める比率は7%（8万
5200人）でこのうち3000 Sドル以上の収入を得ていた
のは4万1022人だった。

しかし昨年6月現在月収1000 Sドル未満の労働者が
86万1572人と全体の約75%（4人のうち3人）を占
めており、中でも月収400～599 Sドルの層が31万
1136人（全体の27.0%）と最も多い。

また同調査によると、自営業者10人のうち8人までが
中学校教育を受けておらず、月収も1000 Sドル以下だった。
彼等の大半が中国語、マレー語、タミール語もしくは他の
非英語教育を受けた者だった。自営業者10万1500人の
うち4万9280人が販売・サービス業に従事していた。

How employers and workers are paid									
Gross monthly income (\$)	Total		Employers		Employees		Self-employed		
	Person	(%)	Person	(%)	Person	(%)	Person	(%)	
TOTAL	1,151,157	100.0	58,456	100.0	991,205	100.0	101,496	100.0	
Under 200	55,348	4.8	597	1.0	49,029	4.9	5,722	5.6	
200 - 399	195,458	17.0	1,420	2.4	179,733	18.0	14,305	14.0	
400 - 599	311,136	27.0	3,870	6.6	281,887	28.4	25,379	25.0	
600 - 799	191,671	16.7	5,043	8.6	162,793	16.4	23,835	23.5	
800 - 999	107,959	9.4	4,981	8.5	90,113	9.0	12,864	12.7	
1,000 - 1,499	135,705	11.8	14,573	25.0	108,144	10.9	12,988	12.8	
1,500 - 1,999	51,005	4.4	6,175	10.6	42,381	4.3	2,449	2.4	
2,000 - 2,499	38,696	3.4	7,554	12.9	29,290	3.0	1,852	1.8	
2,500 - 2,999	14,882	1.3	2,305	3.9	12,041	1.2	535	0.5	
3,000 & over	49,297	4.3	11,938	20.4	35,794	3.6	1,564	1.5	

Note: Exclude unpaid family workers. Source: 1984 Labour Force Survey of Singapore.

24 日 。経済開発局（EDB）の工業部長は運輸通信情報省発行の Mirror 誌最新号のインタビューで、最大の外資源である米国からの投資誘致がしだいに困難化していることを認め、その理由として次の3つの要因を指摘している。

- ・シンガポールと米国の経営コスト差が、特に自動化可能な工業分野において、縮小していること。

- ・米国における既存工場を自動化する方が海外に新工場を設立することよりコストが安い場合が多いこと。

- ・輸出市場の保護主義に対する懸念とシンガポール国内市場の狭小性。

同部長は、長年シンガポールへの投資を検討してきた米企業が最終的に上記のような要因を考慮して米本土での工場設立を選択するケースが出ていると指摘、「今年の投資家は、シンガポールでは政情不安や変わりやすい政府政策、汚職などのリスクから十分保護されるが、米国や欧州の保護主義の影響を吸収できる国内市場がないため商業リスクに露出されることを気にしている」と述べている。

同部長はさらに、シンガポールがハイテク製品を生産すれば保護主義を回避できると考えるのは間違いだと強調し、ハイテク製品も衣料品や靴と同様に多くの非関税障壁に直面していることを指摘、「このためハイテク企業は国内市場のない国には戦略製品プロジェクトを立地したくない」と述べている。

しかしシンガポールは新規進出企業が工場を設立して操業開始するまでの立ち上がり期間が短いという他の国が提供できない比較優位を保っており、進出企業は短期間に新製品を製造販売して“大儲け”するチャンスをつかむことができる、と指摘している。

8 月 5 日 。1980 年代経済政策の中期見直しを進めている政府「経済

委員会」の中間レポートが7月30日発表された。

同委員会会長のリー・シェンロン通産担当国務相はこの日開かれた記者会見で中間レポートの内容について説明し、シンガポールが1979年以来進めている経済構造改革は成果をあげており引き続き積極的に推進していくべきこと、また上昇する経営コストの削減のために賃金抑制が必要であることを強調した。

同相はまた、先月末に発表した景気対策は最近の景気後退（第2四半期ゼロ成長）に反応した緊急措置ではなく、向こう10年の新たな方向を目指す第1歩であり、年内に経済委員会の最終レポートが完成した後、さらに多くの経済刺激措置が発表されることを明らかにした。

経済委員会の中間レポートに示された勧告には賃金抑制のほか次のような点が含まれている：

- ・高度技術および知識集約型産業への移行を含む経済構造改革を鋭意推進すること。
- ・シンガポールの将来の繁栄のカギである生産性の向上。
- ・製造業部門を犠牲にすることなく、サービス部門を振興すること。
- ・法定機関の価格・料金政策を再検討すること。
- ・政府部門の民間部門との競争を最小限度にし、繁雑な規制を簡素化すること。
- ・OECD諸国および新興工業国の税制と対比してシンガポールの税制を見直すこと。
- ・現行賃金決定システムを改革し、賃金水準が市場の実勢に柔軟に対応できるようにすること。

しかし同レポートは、経済界からの見直し要求も強いCPF（中央積立基金）納入率の引き下げ問題については触れていない。この点についてリー国務相は、CPF問題は政府

によって別途研究されていること、またC P F納入金は独立のコスト要素と見なされないこと等の理由により経済委員会ではC P F問題を討議しなかった、と説明している。

上記のように経済委員会の中間レポートは経済構造改革の継続推進を強く勧告しているが、その理由の1つとして、高度技術産業への移行により労働生産性が向上したことを指摘している。

同レポートによると、1975年から1979年までは経済成長は主に労働者数の増加によってもたらされ、生産性向上率は年平均3.2%にすぎなかったが、経済構造改革が実施された1980～84年の間には生産性向上率は年平均4.9%に上昇した。

しかし同レポートは、このように経済構造改革は著しい進展を示したが、まだ完全にはほど遠いとして、高い経営コスト、生産性を上回る賃金の上昇、シンガポールの国際競争力低下、政府規制の過剰など問題点を指摘、これらの構造問題の是正が今後の課題であるとしている。

。リー・シェンロン通産担当国務相は31日行なわれた経済委員会の中間レポートに関する記者会見の際、民間部門から個人所得税引き下げの提案が行なわれていることに触れ、個人所得税（および法人所得税）の引き下げは政府税収の大幅減少となるので、消費税その他何らかの方法で埋め合わせる必要があると指摘、将来の方向として消費税導入の考えがあることを示唆した。

また経済委員会の財政金融政策小委員長Mr.Keith Tayも同小委がシンガポールの税制全般について見直しを進めていることを確認し、「オーストラリアや米国、日本など諸外国の税制改革を見ると直接税から間接税に移行しており、我々はこの点に注目している」と述べている。

結論は経済委員会の最終報告書を待たなければならないが、観測筋によるとシンガポールに消費税を導入するとすれば、まず、選択された一定商品の小売り販売税から導入することになるだろうという。

ちなみに、シンガポールの所得税最高税率は現在、個人所得税・法人所得税とも40%。香港の最高法人税率はわずか18%だが、「シンガポールが香港の水準まで引き下げなければならない理由はない」とリー国務相は述べている。

- 国税局スポークスマンは1日、先月26日にリー・シェンロン通産兼国防担当国務相によって明らかにされた自家用工商業不動産に対する30%の税控除の詳細を明らかにした。

それによると、同措置は業界の経営コスト削減を支援する緊急措置の1つとして今年7月1日から明年12月31日までの1年半にわたって実施されるが、その適用を希望する者は必ず所定のフォームにより当局に申請せねばならない。

同控除の対象不動産にはオフィス、工場、倉庫、ガソリンスタンド等が含まれる。また同措置の適用が受けられる不動産オーナーには当該不動産を自分自身で営業用に使用する者のほか、以下のケースに当てはまる不動産オーナーが含まれる。

(1) レンタル料が支払われているか、いないかに関わらず、不動産オーナーの親族が当該不動産を使用している場合。

(2) 不動産オーナーの1人ないし多数の事業パートナーが無料で当該不動産を使用している場合。

(3) 子会社が親会社の不動産を使用している場合。

(4) レンタル料の支払いの有無に関わらず、親会社が子会

社の不動産を使用している場合。

また、当該不動産の一部が他人にリースされている場合または当該不動産の一部だけが営業用に利用されている場合には、税制控除が適用されるのは実際にそのオーナーが利用している部分だけに限られる。

今年下半期の不動産税をすでに支払い済みのオーナーは直ちに控除額の返還を申請しても、あるいは次期不動産税支払いの際その分を上乗せして控除申請しても、どちらでもよい。

- 7日。大蔵省スポークスマンによると、公共サービス委員会（PSC）と大蔵省公共サービス部の合同委員会は大卒公務員の給与構造について7月中旬から見直し作業を進めており、1週間以内に大蔵省とPSCに報告書を提出する。同調査で大卒公務員の初任給が民間に比べて高すぎることを示されれば、大卒公務員の初任給引き下げが行なわれる、という。

シンガポールはいま急激な景気後退に直面して、高くなりすぎた賃金の抑制に国をあげて取り組もうとしており、ゴー・チョクトン第一副首相も先週シンガポール国立大学で講演した際、学生との質疑応答で大卒公務員の初任給が高すぎることを指摘、市場の実勢を反映するように賃金構造を改めなければならないと述べていた。

同相によると、例えば公共サービス部門におけるエンジニアの初任給は約1800ドル、民間部門の1200ドルに比べてはるかに高くなっているという。

政府は1982年に、当時のひっ迫した労働需給のもとで優秀な大学卒業生が公共サービスを嫌い民間部門に流れていく傾向を憂慮して公務員給与を大幅に引き上げたが、3年後の今日、こんどは公務員給与とくに大卒初任給が高すぎるとして再調整に乗り出したわけだ。

ストレーツタイムズ紙の調べによると、1983年シンガポール国立大学卒業生の同年における平均初任給は民間企業就職者の1432ドルに対し、公共部門就職者は1530ドルで約100ドルの差があった。

同調査による各科卒業生の公共部門と民間部門（カッコ内）の平均初任給を見ると、会計士が公共部門1342ドル（民間部門1163ドル）、経営管理優等卒業生2275ドル（1503ドル）、建築学士優等卒業生2229ドル（1610ドル）、理学士（建築）優等卒業生1749ドル（1708ドル）、エステート管理優等卒業生1624ドル（1490ドル）、土木技師1767ドル（1720ドル）、電気技師2015ドル（1785ドル）、機械技師1995ドル（1777ドル）などとなっていた。

一方、同紙が5日若干の民間企業にあたって調べたところによると、ある有力地元銀行の大学優等卒業生の初任給は1300ドル、エンジニアリング会社の大卒初任給は1200～1500ドル、塗料会社の大卒初任給は1400～1500ドルで、いずれも公務員初任給を下回る傾向を示していた。しかし若干の企業は公共部門に匹敵する大卒初任給を出しており、例えばGE（USA）の場合、工科卒業生には1800ドルの初任給を払っていた。

広報欄

** NEW MEMBERSHIP (13TH AUGUST 1985)

* KASHIMA OIL (SINGAPORE) PTE LTD

Mr. M. Sugita (Managing Director)
10 Shenton Way # 11-01
MAS Building
Singapore 0207
Tel: 2240427 (3 Lines)

* DAIKEN OVERSEAS ENGINEERING PTE LTD

Mr. S. Nakaganeku (Managing Director)
36 Robinson Road # 14-06
City House
Singapore 0106
Tel: 2228186

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* OHBAYASHI CORPORATION

From Mr. H. Hanashima to Mr. T. Nakajima

* TAISHO MARINE & FIRE INSURANCE CO LTD

From Mr. A. Anraku to Mr. N. Yabe

* NISSIN TRANSPORT (S) PTE LTD

From Mr. R. Hashimoto to Mr. T. Sumiyama

* THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION

From Mr. Y. Onoe to Mr. A. Eto

* THE MITSUBISHI TRUST AND BANKING CORPORATION

From Mr. K. Nagata to Mr. K. Yamaguchi

* PRICE WATERHOUSE

From Mr. A. Murakami to Mr. K. Yokota

* JAPAN AIR LINES

From Mr. T. Goto to Mr. H. Kono

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* BRIDGESTONE CORPORATION

16 Raffles Quay # 32-01
Hong Leong Bulding
Singapore 0104
Tel: 2202811

* MEIKO KAIUN KAISHA LTD

10 Anson Road # 28-06B
International Plaza
Singapore 0207
Tel: 2248633, 2248634

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$ 30
	(会 員) S\$ 15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$ 60
	(非会員) S\$ 70
中央厚生年金法 (1983 年版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$ 10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員）… S\$ 2
	（非会員）… S\$ 3
ホテル法	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1984/85年）	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 30
月報（各月号）	S\$ 8
国際比較統計要覧	S\$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	（会 員）… S\$ 10
	（非会員）… S\$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 10

編集後記

去る7月4日にシンガポール日本商工会議所主催の講演会、**原** 公認会計士による「**シンガポールの所得税**」及び**杉本**公認会計士による「**税法上の減価償却及び固定資産売却損益**」は非常に御好評で参加御希望の方が多く会場の関係上止むを得ず入場制限が行なわれたと聞き及んでおります。そこで両先生にお願いしその御講演内容を当月号に再現していただきました。御出席出来なかった皆様のお仕事のお役に立てばと願っております。

当月号には他にユニークな問答形式により為替の話を私のような門外漢にも解り易く御説明いただいた東京銀行、**河野氏**による「**シンガポール為替市場の話**」及び趣味シリーズ第一号として囲碁好きの方々の為、住友商事、**田本氏**による「**日本棋院シンガポール支部について**」を掲載させていただきました。

御多忙中にもかかわらず御投稿頂きました御執筆者の方々にこの場を借りて深く御礼申し上げます。

今月号の担当は**岡山**(三菱倉庫)、**垣本**(ODS長崎屋)でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 12 / 4 / 85

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106